

勇壮な行進、消防団始動！

阿蘇市消防団出初式

新春恒例の阿蘇市消防団出初式が1月7日、農村公園あひかで開かれ、団員454人が参加しました。

勇壮な分列行進で入場後、式典では、梅野孝徳団長が「ことしも万全の体制で、市民の安心・安全のための地域づくりに尽力いただきたい」と訓示しました。また、昨年の熊本地震での活動たたえる総務大臣感謝状の伝達や永年勤続表彰の授与なども行われました。

昨年、市内で発生した火災件数は17件で、前年に比べ1件の増加となりました。

わだい



勇壮な分列行進で入場する消防団員



WebTV アソ

わだい



人形劇の様子

子育ての悩みお受けします

阿蘇圏域地域療育センターで子育て相談会

阿蘇圏域地域療育センターで12月23日、子育て相談会が開かれ、46人の親子が参加しました。同センターでは、子育てに悩んでいる家族が気軽に集まり話ができる場を提供しようと、相談会を開いたもので、菊陽町図書館ボランティア「人形劇ぶっくる」による人形劇や食事を通して家族間の交流を深めました。

今回の子育て相談会は、2月18日(土)午前10時から予定していますので、お気軽にご参加ください。(以後、不定期に開催を予定しています。)

阿蘇圏域地域療育センター

子どもの発達に関わるさまざまな相談に対応。阿蘇の地域療育の中核機関として支援。

子どもたちが住みなれた地域で、持っている能力を発揮していきいきと暮らしていけるように地域の福祉や教育など関係機関と連携をはかり、支援します。(社会福祉法人やまなみ会ホームページから引用)

[問い合わせ]

●市役所福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

●社会福祉法人やまなみ会 阿蘇総合支援センター内
阿蘇圏域地域療育センター事業担当 ☎ 32-5155

[所在地]

阿蘇市内牧 182-1

全国大会出場選手紹介

●テコンドー (1.22 / 愛知県)

第10回全日本テコンドー選手権大会

西村真利愛(韓国チョリン大学テコンドー学科1年/一の宮中出身)

親子でクッキング♪



食改一の宮支部では、食育活動の一環として、毎年、りんどう保育園の親子クッキングを行っています。

昨年11月に年中・年長さんを対象に保護者の方を含め33名の参加があり、『カルシウム肉まん』と『カボチャあんまん』の二種類を作りました。

園児たちは、作り方の説明が終わると、やる気満々で野菜を切ったり、小麦粉をませたりと楽しみながら、お父さんやお母さん、お友だちみんなであんまんを作り上げました。

蒸す合間に、食改員で食育劇「元気マン」を行い、食べものの大切さを伝えることができました。

園児たちは、蒸しあがった肉まん、カボチャあんまんを見て「わぁ～おいしそう」と、残すことなく



食べてしまい、満足そうにしていました。

(一の宮支部 笹原テツ子)

住環境課下水道係からのお願い

生活排水施設は正しく使いましょう！

生活排水施設(下水道、浄化槽)は何でも流せるというものではありません。間違った使い方は、施設の故障や排水管の「つまり」や「悪臭」などの原因になります。

下水道、浄化槽を使う一人ひとりがマナーを守って正しく使いましょう！！

1

油類・野菜くずは流さない

天ぷら油などの油類を流すと排水管に付着し、固まって「つまり」の原因となります。同様に野菜くずや水に溶けないものも流さないでください。

油分は、新聞紙や油を固める製品などに吸わせる

などして、ゴミとして処分してください。



2

お風呂や洗面所では固形物を流さない

髪の毛や石鹸などの固形物を流すと「つまり」の原因となります。排水口にたまった髪の毛などはこまめに取り除くようにしましょう。



3

水洗トイレにはトイレットペーパー以外は流さない

ティッシュペーパー、タバコ、ガム、紙おむつ、生理用品などを流すと「つまり」の原因となります。

4

危険物は流さない

ガソリンやシンナー、農薬、アルコール類などの危険物は流してはいけません。揮発性の高いものや化学変化を起こすものを流すと、大事故を起こす場合があります。

生活排水設備において排水管がつまった場合、個人負担での修理をお願いします。

閻市役所住環境課 下水道係 ☎ 22-3169

市税の納付

市税の納付は、便利な口座振替で！

税務課 収税係 ☎ 22-3148

手続方法など

- 口座振替にできる税**
▷個人市県民税(普通徴収) ▷固定資産税 ▷軽自動車税 ▷国民健康保険税
- 取扱金融機関**
▷肥後銀行 ▷熊本銀行 ▷熊本県信用組合 ▷J A阿蘇 ▷ゆうちょ銀行・郵便局
- 手続方法**
阿蘇市内の取扱金融機関に「阿蘇市市税等口座振替依頼書」がありますので、「預貯金通帳」と「通帳届出印」を持参の上、取扱金融機関の窓口で手続きしてください。
※阿蘇市外の金融機関には「阿蘇市市税等口座振替依頼書」が備えてありませんので、阿蘇市役所税務課までご連絡ください。依頼書をお送りします。
※手続き後は、翌年度以降も引き続き口座振替となります。
- 振替の開始**
金融機関に提出された月の翌月以降の納期の分から。

市 税の納付は口座振替が便利です。納期限日に、金融機関の口座から自動的に振替されますので、市役所や金融機関などに行く手間が省けます。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

CITY INFORMATION

延滞金の見直し

延滞金などの率が見直されました(延滞金及び還付加算金の割合の特例の見直し)

税務課 収税係 ☎ 22-3148

概要

		延滞金などの率			
		H25.12.31 まで	H26.1.1 から 12.31 まで	H27.1.1 から H28.12.31 まで	H29.1.1 ~
延滞金	納期限の翌日から 1カ月を経過 した日以後	14.6%	9.2%	9.1%	9.0%
	納期限の翌日から 1カ月を経過 する日まで	4.3%	2.9%	2.8%	2.7%
還付加算金		4.3%	1.9%	1.8%	1.7%

無駄な負担を増やさないよう、市税などは納期限内に納付してください。また、納め忘れを防ぐため、口座振替をお勧めします。口座振替の手続きや、納期限内に納付できないなどの相談は、税務課までご連絡願います。

最 近の低金利の状況を勘案し、国税において市中金利を踏まえた水準に延滞税の割合の特例が見直し、地方税についても同様の見直しが行われています。これに伴い、平成29年1月1日以後の市税などの延滞金及び還付加算金の率は、左記に示す期間ごとの率が適用されます。

CITY INFORMATION

国民年金

年金を受け取るための保険料納付期間が短縮されました

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

概要

●対象者

平成29年8月1日時点で、すでに65歳以上で、保険料納付済等期間(年金を受け取るために必要な期間)が10年以上ある人

●受給開始日

平成29年9月分の年金を10月にご指定の口座へ振り込みます(以降、2カ月分の年金を偶数月にお支払いします)

●受給額

保険料を納めた期間に応じて支給年金額を決定

※国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合があります。

●その他

▷保険料納付済等期間が10年に満たない場合は、原則、年金を受給できません。ただし、後納制度や任意加入により受給が可能になる場合がありますので、年金事務所または、ほけん課国保・年金係、各支所にご相談ください。

▷年金の請求手続きに本人が行くことができない場合は、委任状により代理人に手続きを委任できます。

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年に短縮され、これまで年金を受け取ることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

対象者の方には、2月末から7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」を順次お送りする予定です。書類が届きましたら、必要事項をご記入の上、熊本東年金事務所または年金出張相談にお越しください。

☎ 096・367・2503

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

●将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(一子の配偶者「や」子)が受け取ることができます。

●学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

●若年者納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店
熊本県各市町村福祉契約店

財団法人 日本眼鏡技術者協会登録・認定眼鏡士®の店
認定補聴器技能者 第18-2935号
認定眼鏡士 古物商許可

阿蘇品 伸二

聴力測定室設置致しました!



補聴器の効果が目でわかる

「補聴器効果測定」実施中!

あそしな

※ご自宅まで送迎・出張サービスは無料で行っております。

☎ 0967-22-3619 携帯 090-4678-2995

中岳噴火関連

屋根や雨どいの降灰除去費用の一部を助成します

福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

手続方法など

●補助対象者

- ①被災時に住んでいた住家が持ち家(賃貸等ではない)の人。
 - ②世帯の構成員すべてが次のいずれかに該当する人。
 - ▷ 65 歳以上
 - ▷ 身体障害者手帳の等級が 1 級または 2 級の人
 - ▷ 療育手帳の等級が A1 または A2 の人
 - ▷ 精神障害者保健福祉手帳の等級が 1 級の人
 - ▷ 介護保険の認定区分が要介護 4 または 5 の人
 - ▷ 中学生までの児童
 - ▷ 中学生までの児童を単身で育てている人
 - ③作業を委託し、領収書を受領できる人。(すでに実施されている方も含む)
- ※、申請の際に資格要件を確認させていただき、該当しない場合は補助の対象とならない場合があります。

●申請期間など

- ▷ 除去作業の実施期間
平成 28 年 10 月 8 日(土)から平成 29 年 3 月 31 日(金)まで
- ▷ 補助申請の期間
3 月 31 日(金)まで

●申請方法(持参物・受付場所)

委託作業の領収書(写しで可)・印鑑(みとめ印で可)を持参のうえ、阿蘇市役所福祉課及び内牧・波野支所窓口で申請手続きをください。なお、申請の際に、補助資格の確認を行いますので、あらかじめご了承ください。

●補助金の請求方法

申請時に説明しますので、振込口座などが分かるものを準備してください。

●その他

- ※近隣・親類の方々の作業に対するお礼などは対象となりません。
- ※清掃・除去など道具の購入などは対象となりません。
- ※阿蘇市役所ホームページにも情報を掲載しています。

昨年 10 月 8 日の阿蘇中岳噴火に伴い、降灰の被害を受けた住家のうち、左記の①②③すべてに該当する方を対象として、屋根及び雨どいの降灰除去費用の一部補助(上限 2 万円)を行います。

本事業は、独力での作業が困難で、業者などへ委託せざるを得ない方々への支援を目的とする事業となりますので、事業の趣旨をご理解の上、申請をお願いします。



CITY INFORMATION

安

よcarばい 軽自動車

車検 44,070 円~

※表示金額は税別です

軽自動車以外の車検も安い!

有限会社 総合自動車坂梨

お問合せは
お気軽にどうぞ

TEL.0967-34-0703

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川1567-2

●営業時間/9:00~17:30 ●定休日/お正月・お盆・GW
●業務内容/新車・中古車販売、車検・整備、钣金・塗装、自動車保険

http://www.sjs-aso.com